

婦人相談員の立場から

藍野 美佳

婦人相談員とは

婦人保護事業

- ・ 婦人相談所
- ・ 婦人保護施設
- ・ **婦人相談員**



3本柱の中の一つ

-
- ・ 売春防止法
 - ・ **DV防止法**
 - ・ ストーカー規制法
 - ・ 人身取引対策行動計画

婦人相談員が担う業務

相談⇒主訴や課題整理⇒アセスメント⇒優先順位に沿った最新の情報提供
相談者の自己決定を尊重 ⇒支援（同行支援・アドボケイト）
⇒経済から社会的自立までの伴走者

※相談者はそれぞれ違う人生を生きている。マニュアルはない。
相談者によって支援内容は違う。

生き抜いてやっと、たどり着いた【行政】という命の最後の砦

-
- ・法律の事・行政手続き・裁判所の手続き・関係機関連携の調整・使える社会資源・対人援助を行う為に必要なスキル
 - ・様々な分野専門的分野の人たちとのネットワーク ➡ 本・研修（自費）

相談者は乗り越える力を持った専門家！

相談員は相談者のエンパワする力を信じ伴走する為のスキルを持つ**専門職**

給料・待遇

週30時間

手取り 10万円程度

8年目 昇給は一度も無い

退職金はない

掛け持ちバイト



これから予想される事
相談が増える
相談内容の変化
相談員が辞めていく

困った人はどこに相談すればいいの？

しわ寄せはどこに行くの？